

市営バス事業の回数乗車券の販売方法

1 きっかけ

当市の市営バスは、地方自治法第244条の2の規定に基づき、条例にて「公の施設」として位置づけており、その運営には、競争性の担保や、複数年の契約、利用料金制導入による効率的な会計処理、民間のノウハウの導入によるサービスの向上、コストの削減などを目的として、同法第244条の2第3項に規定する指定管理者制度を導入している。

このような中、高齢者の方から「回数乗車券は、市営バス内で購入できるが、他の乗客のことを考えると、ゆとりをもって購入することができない。このため、ぜひ市役所窓口で販売してほしい」との声が多数寄せられている。

2 回数乗車券の現状

回数乗車券は、指定管理者との協定において「指定管理者が作成し、その管理を行う」ものとしている。

また、現在販売箇所は、市営バス内のほか、郵便局や病院、商店等としており、市営バス内以外での販売に当たっては、その実績に応じて指定管理者が販売手数料を支払っている。

なお、以前市役所内でも指定管理者自らが販売した実績があるが、ほとんど利用者がなかったため、費用対効果の面を勘案し、取り組みを休止した経緯がある。

3 問題点

上記の現状を踏まえると、庁舎内に売店などが無い本市において、要望に応えるためには、市職員が回数乗車券を販売するほかない。

しかし、指定管理者の業務を市職員が勤務時間中に行うことは、地方公務員法上の職務専念義務に違反することとなる。また、販売代金の管理の面においても、地方自治法上の現金及び有価証券の保管の規定に抵触することとなる。

4 対応方法

関係機関への紹介や、特区提案に対する総務省の回答などを参考にした結果、次のような方法によって、市職員が勤務時間中に回数乗車券の販売を行う。

ア 回数乗車券の販売に係る契約を指定管理者と締結する。なお、販売手数料（3%）に関する事項についても、当該契約に含めるものとする。

イ 「販売手数料を得ること」と「市営バス業務に関する市民サービスの拡充を図ること」の2点を行政目的として、歳入歳出予算（歳入：雑入【市営バス回数券販売収入・市営バス回数券取扱収入】、歳出：消耗品費【回数券購入代】）に計上し、販売行為自体を市の業務とする。

ウ 市営バス規則第6条第2項の「回数乗車券は、車内その他市長が定めた所で販売する」の部分「回数乗車券は、本庁舎、車内その他市長が定めた所で販売する」と改正し、これによって販売行為の根拠を明確にするとともに、本庁舎で販売するものを限定化して、他の業務への波及を回避する。（例えば、指定管理者が行う文化事業のチケット販売など）

エ 以上により、地方自治法上の現金等の保管の問題と、地方公務員法上の職務専念義務免除の問題を克服し、市民からの要望に対応する。

オ 歳入歳出については、市が管理を受託した公衆電話使用料金の経理の例に倣い、販売実績分のみを収入支出する。

5 販売の流れ

